

日本介護食品協議会会則

日本介護食品協議会

日本介護食品協議会会則

制定 平成14年4月26日

変更 平成28年7月8日

変更 令和元年7月19日

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は日本介護食品協議会（以下「本会」という。）と称する。
2 英文名標記を、JAPAN CARE FOOD CONFERENCE（略称JCFC）とする。

(事務所)

- 第2条 本会は事務所を東京都千代田区 （公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会内に置く
(目的)

- 第3条 本会はいわゆる介護食（以下「介護食品」と称する）の品質の向上、安全性の確保、
並びに介護食品の普及を図ることにより、国民の健康の保持、増進に寄与するととも
に業界の健全な発展に資する。

(事業)

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 介護食品に関する情報の収集と交換
2. 介護食品の品質・安全性に関する調査・研究
3. 介護食品の需給に関する調査
4. 介護食品の普及啓発
5. 関係行政機関、諸団体との連携
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

- 第5条 本会の会員は介護食品の製造販売等をするものをもって組織する。

(加入)

- 第6条 本会は入会の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決定する。

(退会)

- 第7条 会員は理事会において別に定める退会届を提出し、退会することができる。
2 前項の場合は、本会に納付すべき費用のうち未納分は完納しなければならない。

(除名)

第8条 本会は次の各号の一つに該当する会員を、総会の2／3の議決を経て、その会員を除名することができる。

1. 本会の事業を妨げ、または妨げようとする行為のあったもの
2. 本会の名誉を著しく傷つける行為のあったもの
3. 正當の理由なく会費の納入、その他本会の規定する義務の履行を怠ったとき。

(権利の喪失)

第9条 本会を退会したもの、または除名されたものは、会員として一切の権利を失い、既納の会費その他拠出金等一切の資産についてはこれを返却しない。

(会費)

第10条 会員は総会の決議による所定の会費を納付しなければならない。

あらたに入会を希望するものは、理事会の定める入会金を納付しなければならない。

第3章 役員等

(役員の定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上12名以内
2. 監事 1名以上2名以内

(役員の選任)

第12条 役員は総会において会員のうちから選任する。

1. 会長、副会長は理事会において理事のうちから互選する。
2. 理事と監事は兼任できない。

(役員の職務)

第13条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代理し、会長が欠員のときはその会務を行う。
- 3 理事は理事会を通じて会務の執行に参画するほか、理事会の定めるところにより会務の執行を行う。
- 4 監事は本会の業務並びに会計を監査する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は次のとおりとし再任を妨げない。

1. 理事 2年
2. 監事 2年

(委員会)

第15条 本会の事業遂行上に必要があるときは所定の委員会を置くことができる。

1. 委員は理事会の承認を得て、会員の中から会長が委託する。
2. 委員は委嘱された特定事項の審議準備等を担当し、その任期は会長が定める。

(相談役)

第16条 本会に相談役を置くことが出来る。

1. 相談役は会長が委嘱する。

2. 相談役は重要な事項について隨時会長の諮詢に応じて、また会議に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第17条 本会に次の職員を置くことができる。

事務局長 1名

事務所員 若干名

第4章 会議

(総会の種類と招集)

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めるとき会長が招集する。

(総会の議決事項)

第19条 総会においては、この会則に定めるものほか次の事項を議決する。

1. 会則の変更

2. 理事、監事の選任及び解任

3. 毎事業年度の収支予算、決算及び事業計画の設定または変更

4. 経費の賦課及び徴収方法

5. その他会長が必要と認める事項

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決方法等)

第21条 総会は、会員総数の過半数以上にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

2. 総会の議決は出席した会員の過半数で決するものとし可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第22条 総会の議事録は議長が作成し、次に掲げる事項を記載し議長及び出席理事1名以上がこれに記名捺印するものとする。

1. 開会の日時及び場所

2. 会員及びその出席者数

3. 議事の経過の要領

(理事会)

第23条 理事会は必要に応じて会長が招集し、理事の過半数が出席しなければ開催することができない。

(理事会の議決事項)

第24条 理事会はこの会則に定めるものほか次の事項を議決する。

1. 総会に提出する議案

2. その他会長が必要と認める事項

(理事会の議長及び準用)

第25条 理事会の議長は会長がこれにあたる。理事会については第22条及び第23条の規定を準用する。

(代理表決)

第26条 会員は止むを得ない理由により、総会に出席することが出来ないとき並びに理事が止むを得ない理由により理事会に出席することが出来ないときは、委任状を提出することにより出席にかえることが出来る。

(委員会)

第27条 第15条に基づき本会に、委員会を置くことができる。

1. 委員会は会長より付託された事項について調査審議し、その結果を会長に報告するものとする。
2. 委員会は委員の中から互選により委員長及び副委員長を選出する。
3. 委員会の運営規定は別に定める。

第5章 会計

(会計年度)

第28条 本会の事業年度は6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。

(資産の構成)

第29条 本会の経費は会員の賦課金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。

第6章 雜則

(会則の変更)

第30条 会則の変更は総会において、出席した会員の3／4以上の同意を受けなければならぬ。

(解散)

第31条 本会を解散しようとする時は、会員の3／4以上の同意を受けなければならない。

2. 本会を解散した場合において、残余財産のあるときは総会の議決を経て、処分するものとする。

(附則)

1. 細則 本会の施行に関する細則は理事会の議決を経て決める。
2. 発効 本会則は令和元年6月1日より効力を生ずる。